

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

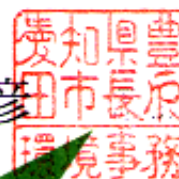
住 所 愛知県瀬戸市山の田町43番地の303

氏 名 有限会社 岩田清掃  
代表取締役 岩田 勝次 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔 彦



許可の年月日 平成26年 6月 3日

許可の有効年月日 平成31年 6月 2日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

廃油、動植物性残さ  
以上 2品目

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(積替え又は保管を行う場合に限り。)

(1) 所在地

豊田市下市場町一丁目40番の1

(2) 面積

1, 134.57m<sup>2</sup> (保管面積 41.28m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

(4) 保管上限

48m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月 3日 新規許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

○ ・ ○

